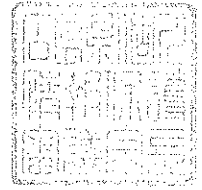


広島県知事様

広島県個人情報保護審議会
会長 横藤田 誠



特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの
取扱いに関する事項について（答申）

令和2年1月23日付け市行第661号で諮問の「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に係る全項目評価書（以下「本評価書」という。）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、1のとおり審査し、
適当と認めます。

なお、実施機関においては、当答申の運用に当たり、2に留意し、個人の権利利益の保護が十分に図られるよう配慮してください。

1 審査内容

本評価書は、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に評価を再実施することとしたため、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）第10の1（2）に掲げられた審査の観点等に基づき、審査を実施した。

（1）本評価書の適合性について

しきい値判断及び実施主体は適切であり、実施時期及び住民からの意見聴取についても特定個人情報保護評価指針に適合している。また、本評価書には公表しない部分はなく、必要な項目全てについて記載されている。

（2）本評価書の妥当性について

- ・ 本評価書の対象である「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」について、当該事務の内容や当該事務における特定個人情報ファイルの流れが本人確認情報の更新や開示に関する事務などで具体的に記載されている。
- ・ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを、特定個人情報の入手・使用・保管・消去等の各段階において特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置について、システムの操作履歴の記録など具体的に記載されており、また、その措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という評価の目的に照らし、妥当なものと認められる。

2 留意事項

個人のプライバシー等の権利利益の侵害に対する住民の懸念を払拭し、特定個人情報の漏えい等による被害の発生を未然に防止するため、実施機関においては、引き続き本評価書に記載されたリスク対策を確実に実行すること。

3 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和2年1月23日	・ 諮問を受けた。
令和2年1月30日 (第1回審議会)	・ 実施機関から説明を受けた。 ・ 諮問の審議を行った。
令和2年3月26日 (第2回審議会)	・ 実施機関から説明を受けた。 ・ 諮問の審議を行った。

4 広島県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
植 野 実智成	広島県商工会議所連合会幹事長	事業者を代表する者
東 保 幸	広島県議会議員	県議会の議員
藤 岡 達 麻	弁護士	学識経験を有する者
前 田 香 織	広島市立大学大学院情報科学研究科教授	学識経験を有する者
森 永 康 子	広島大学大学院教育学研究科教授	学識経験を有する者
横 藤 田 誠 (会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授	学識経験を有する者